

【商品概要説明書】

財形住宅預金

| 項 目                                   | 内 容  |
|---------------------------------------|--|
| 商品名                                   | 財形住宅預金   |
| ご利用いただける方                             | 当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の満 55 歳未満の従業員の方（一人 1 契約限り）   |
| 期間                                    | 5 年以上  |
| 預入方法<br>（１）預入方法<br>（２）預入金額<br>（３）預入単位 | 給与、賞与からの天引きで 1 年に 1 回以上のお預け入れ<br>1 円以上<br>1 円単位  |
| 払戻方法                                  | <p>持ち家としての住宅取得又は増改築の費用の充当に限定されます。その際、所定の書類が必要となります。</p> <p>1. 「住宅の取得等」後の払戻方法<br/>勤労者が住宅の取得等をした後に財形住宅を払出す場合、次によります。</p> <p>（１）払出金額<br/>払出金額は、財形住宅の元利金のうち、持家としての住宅の取得等に要する費用の額以下の金額とします。したがって、住宅の取得等に要する費用の額以下であれば、財形住宅の元利金の全部を払出すことができるほか、当該元利金の一部で勤労者の任意の金額を払出すことができます。なお、この場合の払出は、全部を払出す場合及び一部を払出す場合とも 1 回に限られ、同一の住宅の取得等に要する費用について 2 回以上に分けて払出すことはできません。</p> <p>（２）払出期限<br/>払出期限は、住宅の取得等の日から 1 年以内とします。なお、「住宅の取得等の日」とは、住宅の取得の場合には当該住宅の所有権を取得した日（当該住宅の引渡日）とされ、また、増改築等の場合には当該工事の完了した日とします。</p> <p>2. 「住宅の取得等」前の払戻方法<br/>勤労者は、住宅の取得等をしようとしている間、すなわち、住宅の取得等の前に、住宅の取得等のために必要な金銭の支払に充てるため、財形住宅を払出すことができますが、この場合の払出は財形住宅の一部のみに限られます。</p> <p>（１）払出金額<br/>払出金額は、次の①、②の額のうちいずれか低い額以下の金額とします。<br/>①財形住宅の残高の 10 分の 9 に相当する額<br/>②住宅の取得等に要する費用の額<br/>なお、この場合の払出は 1 回に限られ、同一の住宅の取得等に要する費用について 2 回以上に分けて払出すことはできません。</p> |

次項に続きます

|   |  |
|---|--|
| 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 満期時の取扱い | 各預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。<br>満期日以降に一括してお支払いします。<br>付利単位を1円とし、1年を365日とした日割かつ1年複利の方法で計算します。<br>最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期間で自動的に継続します。自動継続後は、継続日の店頭表示の利率が適用となります。   |
| 手数料   | —  |
| 付加できる特約   | 要件を満たす場合は、マル財の取扱いができます。  |
| 税金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財形年金預金と合算し、元本550万円（元加利息を含む）までの利子が非課税扱いになります。</li> <li>・ 非課税枠を超過すると、発生する利息がすべて20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。</li> <li>・ 住宅取得等要件以外の払い戻しの場合、最長5年間さかのぼって20%の分離課税の扱いとなります。</li> </ul> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、税率は20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> |
| 中途解約時の取扱い   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、預入された期日指定定期預金の解約日までの期間に応じた当行所定の期限前解約利率により利息を計算し、元金とともにお支払いします。<br/>（詳しくは期日指定定期預金の商品概要説明書をご参照ください。）</li> <li>・ 住宅取得等要件以外の払い戻しの場合、財形住宅預金の全額解約となります。</li> </ul>   |
| 金利情報の入手方法   | 当行のホームページもしくは店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。窓口にお問い合わせください。  |
| その他参考となる事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本商品は預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・ 預入を中断した場合は、一度の中断が2年を超えると課税扱いとなります。（ただし、育児休業等の場合は子が3歳に達するまで非課税）</li> <li>・ 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</li> <li>・ 勤務先事業主経由にてお申込ください。</li> </ul>  |
| 当行が契約している指定紛争解決機関                                     | 一般社団法人全国銀行協会<br>連絡先 全国銀行協会相談室<br>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772   |

(2020年12月10日現在)